

# 自動販売機設置事業者募集要項

北海道では、下記物件に設置する（飲料用）自動販売機の設置事業者を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知のうえ、お申し込みください。

## 1 募集する物件

- (1) 契約の目的の名称  
飲料用自動販売機の設置に係る土地賃貸借契約及び建物賃貸借契約
- (2) 物件の名称  
施設名 北海道立総合博物館  
所在地 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2、50-1、50-6、江別市西野幌685-1  
なお、別紙「募集物件リスト」の物件番号ごとに募集します。
- (3) 貸付期間  
令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとします。  
更新はありません。
- (4) 貸付料  
見積もった価格とします。
- (5) 貸付物件の仕様等  
別添仕様書のとおりです。

## 2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (5) 法人にあつては北海道内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては北海道内で事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、過去3年間に2年以上の管理・運営実績を有していること。

## 3 応募申込手続

- (1) 資格を証する書類の提出  
この募集に参加を希望される方は、応募資格要件を全て満たしているか審査を行うため、見積合わせ参加資格審査申請書（兼参加申込書）及び資格を証する関係書類を提出していただきます。
  - ① 申請期間（※郵送の場合は提出期限必着とします。）
    - ア 日程  
令和6年（2024年）2月16日から令和6年（2024年）2月28日まで（月曜日を除く。）の毎日
    - イ 受付時間  
午前9時00分から午後5時00分まで。  
ただし、令和6年（2024年）2月28日は、午後3時00分まで。
  - ② 提出方法  
持参、郵送又は電子メールにより提出してください。  
なお、電子メールで提出する場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。
  - ③ 提出先
    - ア 提出先の名称 北海道博物館 総務部総括グループ
    - イ 提出先の所在地 〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2
    - ウ 問い合わせ先
      - ・電話番号 011-898-0456
      - ・電子メールアドレス hokkaido.museum@pref.hokkaido.lg.jp

④ 提出書類 ※写しによる提出も可能

提出書類（各1部）	法人	個人	備考
見積合わせ参加資格審査申請書(兼参加申込書)	○	○	
法人登記簿謄本又は登記事項証明書	○		法務局発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
身分証明書		○	代表者の本籍地の市区町村発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
自販機設置実績を証明する書類（任意様式）	○	○	
許認可等を証する書類	○	○	許認可等を要する場合に限る。
暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書	○	○	
委任状	○	○	代理で申込みを行う場合に限る。

⑤ 押印の省略

押印を省略する場合、申請書類には、申請者等の記載事項に加え、担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。なお、内容等の確認のため、記載の担当者に連絡する場合があります。

⑥ 審査結果

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知します。

(2) 見積書の提出

応募資格を全て満たしていると認められる事業者は、見積書を提出していただきます。

① 提出期間（※郵送の場合は、提出期限必着とします。）

ア 日程

令和6年（2024年）3月1日から令和6年（2024年）3月8日まで（月曜日を除く。）の毎日。

イ 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで

ただし、令和6年（2024年）3月8日は、午後3時00分まで。

② 提出方法

持参、郵送又は電子メール

③ 提出先

3の（1）③に同じ。

④ 見積書記載金額

見積書に記載する金額は、契約期間中の貸付料の総額を記載することとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

※消費税及び地方消費税に関する部分は、建物質貸借の場合に使用する。

⑤ 電子メールで提出する場合は、PDFファイルにより提出するものとし、当館に着信の確認をしてください。

また、押印を省略する場合、見積書には、見積者等の記載事項に加え、見積書に関する本件責任者と担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。なお、内容等の確認のため、記載の本件責任者又は担当者に連絡する場合があります

## 4 設置事業者の決定

(1) 決定方法

① 有効な見積書を提出した者であって、北海道が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって見積もった者を契約の相手方とします。

② 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定します。

なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者がいるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 契約書の作成

設置事業者に決定した者は、北海道と自動販売機の設置に係る土地賃貸借契約及び建物質貸借契約を締結します。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除します。ただし、契約を締結する者が契約を履行しない場合には契約額の100分の10に相当する額の損害金を支払うものとします。

(4) 連帯保証人

連帯保証人を必要とします。なお、個人が連帯保証人になる場合は次のとおりとします。

- ① 連帯保証人が保証する極度額を定めるものとし、当該極度額は貸付料の月額に相当する額の12ヶ月分に相当する額とします。
- ② 借受人が連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報提供を行っていることを、契約に当たって確認するものとします。
  - ア 財産及び収支の状況
  - イ 主たる債務意外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
  - ウ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

5 その他

- (1) 見積合わせにおいて、2に規定する資格を有しない者のした見積書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した見積書の提出は、無効とします。
- (2) 見積書提出者と契約の締結を行わない場合  
見積書提出者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該見積書提出者とは契約の締結を行いません。
- (3) その他  
この募集要項のほか、見積心得その他関係法令の規定を承知してください。

6 参考情報

(1) 北海道立総合博物館各施設利用者数・利用台数及び販売数量実績

施設	関係公募物件（貸付箇所）	利用者数 ・利用台数	販売本数
北海道博物館	北海道博物館中2階休憩ラウンジ（A,B）	147,222人	11,491本
北海道開拓の村	北海道開拓の村管理棟（C,D,E）	120,247人	23,504本
	〃 ビンタ-センター（F）		
	〃 食堂（G）		
	〃 軽飲食食堂（H）		
開拓の村前駐車場	北海道開拓の村駐車場（I,J）	24,004台	3,479本
百年記念塔前駐車場	野幌森林公園公園案内前（K,L）	42,688台	7,414本
百年記念塔前広場	野幌森林公園休憩所（M）	58,245人	
自然ふれあい交流館	自然ふれあい交流館（N） 大沢口駐車場（O）	27,480人	4,454本

注） 関係公募物件（貸付箇所）

- ※1 北海道博物館の利用者数は、令和4年度の常設展示室利用者数と特別展示室利用者を合計したものであり、同日に両方の展示室を利用した利用者は重複して計上。
- ※2 北海道開拓の村及び自然ふれあい交流館の利用者数は、令和4年度の実績。
- ※3 百年記念塔前及び開拓の村の駐車場利用台数は、令和4年度の実績。
- ※4 百年記念塔前広場利用者数は、令和4年度の実績。
- ※5 販売本数は、現設置業者から聞き取った令和4年度の実績。

(2) 留意事項

詳細は、仕様書によりますが、主な留意事項は以下のとおりです。

- ① 北海道開拓の村管理棟（C,D,E）及び屋外（土地）の設置箇所の一部（H,I,J,O）は電源設置工事が必要です。
- ② 自動販売機（H,I,J,K,L,M,O）の設置期間は毎年4月16日から11月3日までです。
- ③ 屋外（土地）に設置する場合、北海道立自然公園条例に基づく工作物の設置許可が必要となります。
- ④ 屋外（土地）に設置する自動販売機は、夜間のディスプレイ部分の消灯又は減灯を行う必要があります。
- ⑤ この募集要項に掲載する自動販売機以外に、北海道博物館1階エントランスホールのカフェ、北海道開拓の村の食堂内売店及び軽飲食食堂において、北海道立総合博物館の指定管理者が飲料等の販売を行っております。

## 7 募集に関する問い合わせ先

北海道博物館総務部総括グループ

T E L : 011-898-0456

F A X : 011-898-2657

E-mail : [hokkaido.museum@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hokkaido.museum@pref.hokkaido.lg.jp)